

自動販売機設置事業者募集要項

草加市立勤労青少年ホームが行う自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、本募集要項のほか、仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

市有施設への飲料自動販売機の設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

3 契約について

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

物件番号	施設名	住所	設置場所	設置面積	台数
1	草加市立勤労青少年ホーム	草加市住吉二丁目2番8号	2階玄関ホール横	2㎡以内	1

(3) 貸付期間

令和8年(2026年)7月1日から令和11年(2029年)3月31日まで（2年9か月間）

4 応募申込手続

- (1) 必要書類（各1部）
 - ア 応募価格提案書（別紙所定様式）
 - イ 応募申込書（別紙所定様式）
 - ウ 市税の完納証明書
 - エ 設置する自動販売機のカタログ

オ 販売する商品（メーカー名を含む）及び販売価格一覧表

※ウについては、発行可能な直近年度の原本とする。

(2) 申込みについて

上記の必要書類を次の提出先へ持参して申し込んでください（郵送による申込みは受付いたしません）。

[申込受付期間]

令和8年（2026年）6月1日（月）から6月15日（月）まで（土日を除く。）

午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

[提出先]

草加市住吉二丁目2番8号（草加市立勤労青少年ホーム2階事務室）

(3) 注意事項等

ア 郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

イ 一度申込みを受理した後は、申込物件の追加や取消しはできません。

5 設置事業者の決定方法

(1) 提出された応募書類の審査の後、最高の納付率で申込みを行った者を設置事業者として決定します。

※ただし、設置する自動販売機種、販売品内容等により、最高の納付率であっても選考されない場合もあります。（市販されている商品以外の販売品等）

(2) 最高となる納付率での申込みが2者以上ある場合は、後日、当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

6 契約

落札者決定後、令和8年（2026年）6月24日（水）までに、落札した者と市有財産賃貸借契約書を締結する。

7 問合せ先

郵便番号340-0014

草加市住吉二丁目2番8号

草加市立勤労青少年ホーム 飯塚

TEL：048-928-6421

FAX：048-928-9632

E-mail : seishonen-home@city.soka.saitama.jp

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

草加市長あて

「自動販売機設置事業者募集要項」により、応募申込みいたします。
なお、同要項2の応募者資格要件を満たしていることを誓約します。

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

事務担当者

所属部署

氏名

電話

F A X

メールアドレス

応募申込書等受付書

住所 _____

氏名 _____ 様

「自動販売機設置事業者募集要項」に基づく応募申込書等を受け付けました。

令和8年 月 日 草加市立勤労青少年ホーム

令和 年 月 日

応募価格提案書

草加市長あて

仕様書及び自動販売機設置事業者募集要項等熟知の上、提案します。

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

1 件名 自動販売機設置場所貸付け（草加市立勤労青少年ホーム）

2 提案納付割合

1 応募物件	希望物件番号		優先順位	
2 納付割合 ※小数点第2位までの 数字で記入のこと	売上の			%

【提案納付割合の説明】

納付割合は、売上のうちの何パーセントを貸付料の一部としてお支払いいただけるかという割合で、この数字が最も大きな事業者が設置事業者として選定されます。

提案者が毎月支払う貸付料は次の式により算出された額となります。

月々の貸付料＝基本料＋売上変動分（1か月の売上金額×納付割合×1.1）

※売上変動分については、消費税及び地方消費税の税率改定があった場合、当該改定された率とする。

本件の基本料は、次のとおりとする。

基本料	1か月当たり6,710円
-----	--------------

【設置業者の費用負担について】

1 電気料

上記の「月々の貸付料」のほか、自動販売機が使用した電気料を支払う必要が

あります。

2 その他

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用
- (2) 電気使用量を計測するためのメーター設置費用

【優先順位について】

契約物件は1業者当たり3か所までとします。また、「応募申込書」の希望物件数がこれより少ない場合については、その数が契約物件数の上限となります。選定の結果、上限を超える数の物件で契約候補となった場合においては、「優先順位」の高い順に契約物件とします。

※参考

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。